

申請に対する処分

処分名	火入れの許可
根拠法令	森林法第21条第1項
所管課	産業振興部農林振興課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

森林又は森林周囲1kmの範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地において火入れをしようとする人又は団体

(2) 申請の方法

火入れを行おうとする日の7日前までに、奄美市火入れに関する条例施行規則（平成18年奄美市規則第130号）で定める「火入許可申請書」に同規則第2条第1項各号に掲げる書類を添えて産業振興部農林振興課に提出する。

ア 火入れを行おうとする土地（以下「火入れ地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

イ 火入れ地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

ウ 申請者が、請負契約又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、その契約書の写し

(3) 認可等の要件

火入れの目的が、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

2 標準処理時間

10日